

特定工場 変更 届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）

年 月 日

栃木市長 あて

・法人の名称、法人の代表者氏名、法人の本社所在地  
 ・代理者が届出を行う場合は、以下のように記載する。  
 ○○市○○町○○番地  
 ○○株式会社  
 代表取締役社長 ○○○○  
 代理人  
 栃木市○○町○○番地  
 ○○株式会社  
 ○○支店長 ○○○○  
 また、権限を委任する旨の委任状(任意)の添付が必要。  
 委任状には、委任する者の印(代表者印)が必要。  
 ※住所・法人名等は押印も可能

届出者 ○○市○○町○○番地  
 ○○株式会社  
 代表取締役社長 ○○○○  
 (担当者) ○○支店 ○○課 ○○○○  
 電話 ( ) ( ) 番

工場立地法第8条第1項(第7条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。)附則第3条第1項)の規定により、特定工場の変更について、次のとおり届け出るとともに工場立地法第11条第1項の期間の短縮を申請します。

1	特定工場の設置の場所	住所及び工場名を記入(受理書を発送するため)	
2	特定工場における製品(加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類)	製品名及び 日本標準産業分類の4ケタの分類コードを記入	
3	特定工場の敷地面積	変更前 例)10,000 m <sup>2</sup>	変更後 例)10,000 m <sup>2</sup>
4	特定工場の建築面積	変更前 例) 3,500 m <sup>2</sup>	変更後 例) 3,500 m <sup>2</sup>
5	特定工場	・工事開始日の90日前(工事開始日と届出日を除いて90日以上)までに届け出ること。 ただし、短縮申請の場合は30日前までに短縮できる。	別紙1のとおり
6	特定工場		別紙2のとおり
7	工業団地		別紙3のとおり
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり	
9	特定工場の新設(変更)のための工事の開始の予定日	造成工事等	
		施設の設置工事	
※	整理番号	※ 備 考	
※	受理年月日		
※	審査結果		

備考

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 6欄から8欄について、規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
- 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄(特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとしなければ8欄を除く。)に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
- 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあつては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあつては施設の設置工事の欄に、それぞれ実施制限期間の短縮後の工事開始予定日を記載すること。
- 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

# 特定工場の 変更 の趣旨説明書

## 1. 会社概要

(フリガナ)

会 社 名

住 所

郵便番号 〒 -

工 場 名

設備投資予算額 (百万円)

(内用地費) (百万円)

- ・本社の住所、郵便番号を記入
- ・工場名は、新增設を行う工場を記入  
(住所等は、申請書に記入があるので省略)

## 2. 変更の内容 (各施設の単位を標準にして該当するものに○印をつけてください。)

敷 地	増設	減少 (全部, 一部)
生 産 施 設	増設 (築) ○	改築 (全部, 一部) 撤去 (全部, 一部) ○
緑 地	○増設	配置替え 撤去 (全部, 一部)
緑地以外の環境施設	○増設	配置替え 撤去 (全部, 一部)

## 3. 変更の趣旨説明

【届出理由】

例)製品の需要増加に対応するため、工場を増設するもの。

例)倉庫を設置するにあたり、緑地の一部を撤去するもの。

【生産施設】 (敷地面積に対し %)

【緑地】 (敷地面積に対し %)

- ・できる限り、詳細に記入すること
- ・今回の変更に関係のない項目は記入不要

【環境施設】 (敷地面積に対し %)

【製品名】

【敷地面積】

- 備考
1. 趣旨説明については、届出理由及び生産施設、緑地、環境施設、製品名、敷地面積の項目ごとに分けて届出内容を簡単に記載すること。
  2. 工場案内等の会社概況説明書があれば添付すること。



別紙 2

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置 [変更]

1 緑地及び環境施設の面積

緑地（様式Bで区分することとされた緑地を除く。）の名称	施設番号	面積（㎡）		増減面積（㎡）
		変更前	変更後	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地の名称は、緑地の種類と設置場所を区画ごとにわかりやすく記入</li> <li>・種類例：樹林地・低木地・芝生等</li> <li>・設置場所例：工場敷地東側周辺部等</li> </ul>	リ-1 ・ ・ ・	1,000	1,500	500
緑地面積（様式Bで区分することとされた緑地を除く。）の合計		1,000	1,500	500
様式Bで区分することとされた緑地の名称	施設番号	面積（㎡）		増減面積（㎡）
		変更前	変更後	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境施設以外の施設と重複する緑地を記入</li> <li>例：屋上緑化・駐車場緑化</li> </ul>	リ-2 ・	1,000	1,500	500
様式Bで区分することとされた緑地の面積の合計		1,000	1,500	500
緑地面積の合計		2,000	3,000	1,000
緑地以外の環境施設の名称	施設番号	面積（㎡）		増減面積（㎡）
		変更前	変更後	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴水、テニスコート等詳細に記入</li> </ul>	カ-1 ・	1,000	1,500	500
緑地以外の環境施設の面積の合計		1,000	1,500	500
環境施設の面積の合計		3,000	4,500	1,500

2 環境施設の配置

・敷地周辺部の定義とは、敷地の境界線から対面の境界線までの距離の5分の1程度の距離だけ内側に入った点を結んだ線と境界線との間に形成される部分を記入

敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設の番号	↓
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	㎡
配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況などとの関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境施設の配置にあたって、工場の周辺の地域住宅、学校、病院等の施設の配置の状況、海・河川・山等の存在、その他の土地利用状況との関係において勘案したことを簡単に説明</li> </ul>

- 備考 1. 緑地の名称の欄には区画毎に緑地の種類及びその設置の場所を記載すること。  
 2. その他は別紙1の備考1から3まで及び5と同様とする。この場合において「セー1」とあるのは、緑地にあつては「リー1」と、緑地以外の環境施設にあつては「カー1」と読み替えるものとする。

## 工業団地立地企業のみ提出

工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置

工業団地の名称					
工業団地の所在地					
工業団地の面積		m <sup>2</sup>			
工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計		m <sup>2</sup>			
工業団地共通施設の面積の合計		譲渡区画以外の面積を記入			m <sup>2</sup>
内 訳	うち 緑地	面積	m <sup>2</sup>		
	緑地以外の環境施設	面積	m <sup>2</sup>	種類	
	その他の共通施設	面積	m <sup>2</sup>	種類	
その他の施設		面積	m <sup>2</sup>	種類	
工業団地の環境施設の配置に関する概略図 その他の説明					

備考      その他の施設の面積の欄は、工業団地の面積から工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計及び工業団地共通施設の面積の合計を減じた面積を記載すること。

## 工業集合地立地企業のみ提出

隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用

隣接緑地等の名称				
隣接緑地等の所在地				
隣接緑地等の面積の合計				m <sup>2</sup>
うち緑地面積	面積			m <sup>2</sup>
うち緑地以外の環境施設面積	面積		種類	m <sup>2</sup>
事業者の負担する総額	設置費用	円		
	維持管理費用	円		
うち届出者の負担費用	設置費用	円		
	維持管理費用	円		
隣接緑地等の配置に関する概略図その他の説明				

- 備考 1 「事業者の負担する総額」の欄には、隣接緑地等の整備につき当該工業集合地に工場又は事業場を設置する事業者が負担する費用の総額について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。
- 2 「うち届出者の負担費用」の欄には、隣接緑地等の整備につき届出者が負担する費用について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。

様式例第 1

整理番号	
------	--

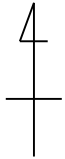
事業概要説明書

1	生産開始の日 <b>【今回の変更に係る生産施設等の生産開始日を記入】</b> 年 月 日						
2	主要製品別生産能力及び生産数量						
	製品名		生産能力		生産数量		
	・様式Bに製品名として記載したものを記入		・単位は、通常用いる単位で記入(トン/日等)				
3	水源別工業用水使用量 計 _____ (単位：トン/日)						
	上水道	工業用水道	河川表流水	井戸水	その他	回収水	海水
						循環水は回収水に含まれる。	
4	電力の使用量 計 _____ (単位：KWH/日)						
	買電による電力使用量			自家発電による電力使用量			
	・職員は、事務に従事している人。工員は、直接生産に従事している人のこと。						
5	従業員数 計 _____ (単位：人)						
	↓ 職員	男 人	↓ 工員	男 人	計	男 人	
		女 人		女 人		女 人	

- 備考 1. 生産能力及び生産数量は、各々の業種に応じ通常用いる単位で記載すること。  
 (例 トン/日、m<sup>3</sup>/月等)
2. 生産開始の日の欄には、届出に係る生産施設の稼働開始の日を記載すること。なお、変更届出の場合には、当該工場の操業開始の日を ( ) 書きで併記すること。
3. 従業員数は、別会社の従業員、パート等でも工場内で日常的に働いている人は含めること。

## 様式例第 2

生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図 [変更]



**【注意点】**

- 1枚の図面で、それぞれの施設を記載(「別紙参照」とし、別紙添付も可)
- 敷地境界線を指定された3色(下記備考参考)以外の色で明示する

縮尺 1 /

- 備考 1 配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築物単位で、ないものは個々に記入すること。
- 2 その他の主要施設には貯水池、井戸等の工業用水施設、電力施設、公害防止施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場等を含む。配置図にはそれらの位置、形状を明示すると共に、それらの名称を付記すること。
- 3 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設は、下表に指定する淡い色彩でそれらの位置、形状を着色して明示するとともに、規則による届出書の別紙 1～3 に記載した施設番号を付記すること。

施 設 の 名 称	色 彩
生 産 施 設	青
緑	緑
(様式 B で区別することとされた緑地)	(緑の網掛け)
緑 地 以 外 の 環 境 施 設	黄

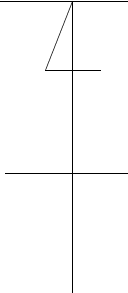
- 4 変更前と変更後の状態が比較対照できるように明示すること。  
 例：今回設置分・・・上表色彩で斜線  
 今回廃止分・・・上表色彩で点線
- 5 図面には縮尺並びに方位を示す記号を記載すること。図面の縮尺は、原則として敷地面積が100ha未満の工場等にあつては1/500ないし1/1000、100ha以上 500ha未満の工場等にあつては1/1000ないし1/2000、500ha以上の工場等にあつては1/2000ないし1/3000程度とすること。
- 6 環境施設のうち屋内運動施設又は教養文化施設がある場合は、当該施設の利用規程及びその周知方法を記載した書類を添付すること。

様式例第3

・届出書に記載した面積と同数字

特定工場用地利用状況説明書

・敷地面積のうち借地等を除外した面積

特定工場敷地面積	㎡	うち自己所有地	㎡
都市計画法上の区域区分 (*右記の該当項目を○で囲んで下さい。)	①工業専用地域	②工業地域	③準工業地域
	④住居系地域	⑤商業系地域	⑥市街化調整区域
	⑦未線引都市計画区域	⑧都市計画区域外	⑨都市計画なし
特定工場用地利用状況説明図			特定工場の用に供する土地の説明
<p><b>【注意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出工場の周辺2km程度の範囲内で、海面、河川、湖沼、埋立地、山林、農用地、学校、病院、公園等の用地、住宅地、工場用地等の土地利用状況を明示</li> <li>・縮尺は1万分の1程度のもの(「別紙参照」とし、別紙添付も可)</li> </ul>			<p><b>【注意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の説明には、届出工場の都市計画法に基づく用途指定及び周囲の用途指定を説明</li> <li>・東西南北に分けて、工場周辺の状況を具体的に記入</li> <li>・敷地面積の変更が生じる場合は、移転登記日、又は賃貸借契約日の予定日を記載</li> <li>・工場団地に立地している又は立地する場合は、造成主体及び団地名を記載</li> <li>・新たに用地を取得した場合は、用地の取得年月日を記載</li> </ul>
	縮尺 1 /		

- 備考1 自己所有地には、現在所有している土地及び将来自己の所有地となることが確実である土地を含む。
- 2 都市計画法上の用途地域を記入すること。
- 3 特定工場の用に供する土地の説明の欄には、当該土地が埋立地、埋立予定地、空地、農用地、工業団地等の別を記入すること。
- 4 特定工場用地利用状況説明図には、当該特定工場の周辺2km程度の範囲内で海面、河川、湖沼、埋立地、山林、農用地、学校・病院・公園等の用地、住宅地、工業用地等の土地の利用状況を明示すること。

様式例第 4

特定工場の新設等のための工事の日程

・工事期間中の年月を記載

工事の種類	年月	工 事 の 日 程									
		27年 1月	年 2月	年 3月	年 4月	年 5月	年 6月	年 月	年 月	年 月	年 月
造成（埋立）工事											
生産施設の設置工事		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ・工事種類ごとに⇄印で標記                      ・工事開始と終了日を付記するとともに、生産施設の                      工事であれば、その施設の運転開始の日も明記                      ・既存施設を廃棄する場合には、その施設の廃棄工事                      の日程も記載                 </div>									
施設の名称	施設番号										
・別紙1に記載したものを漏れなく記載											
工場棟	セ-1										
塗装棟（一部撤去）	セ-2	1/10				4/30	6/1	生産開始			
コンプレッサー室	セ-3	1/30					6/1	生産開始			
環境施設・緑地の設置工事		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ・別紙2に記載したものを漏れなく記載                 </div>									
施設の名称	施設番号										
工場敷地東側周辺部	リ-1										
屋上緑化施設	リ-2										
体育館	カ-1	1/10			4/20		5/15	7/30			
その他の主要施設の設置工事					3/20		6/30				

備考1 工事の日程の欄には、工事の種類ごとに工事の期間を⇄印で記載するとともに当該工事の開始と終了の日を付記すること。

なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始の日も工事の日程の欄にあわせて明記すること。また、生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載すること。

- 2 施設の名称、施設番号の欄には規則による届出書の別紙1～3に記載した生産施設、緑地、緑地外の環境施設の名称、番号を記載すること。
- 3 事務所、倉庫等その他の主要施設の設置工事の日程の欄には、当該工事の開始が生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事のいずれよりも早い場合にのみ当該施設の種別を工事の種類欄に明記すること。
- 4 変更の届出の場合には、変更に係る施設について記載すること。

## 準則計算表

・日本標準産業分類に該当する中分類業種名、細分類番号を記入

P : 生産施設面積	中分類業種名
S : 敷地面積	_____
G : 緑地面積	細分類番号
E : 環境施設	_____
γ : 生産施設面積率 (生産施設面積の敷地面積に対する割合一覽表参照)	γ : 65/100

(1) 生産施設 [単一業種  $P \leq \gamma S$ ]

例)  $3,500 \leq 0.65 \times 10,000$   
 $3,500 \leq 6,500$  …OK

(2) 緑地 [ $G \geq 0.2 S$ ]

例)  $3,000 \geq 0.2 \times 10,000$   
 $3,000 \geq 2,000$  …OK

・栃木市の条例で面積率が緩和になっている場合は、緩和された面積率にあわせて計算をする。  
 例) 緑地面積率が10%以上の場合 [ $G \geq 0.1 S$ ]

(3) 環境施設 [ $E \geq 0.25 S$ ]

例)  $4,500 \geq 0.25 \times 10,000$   
 $4,500 \geq 2,500$  …OK

・栃木市の条例で面積率が緩和になっている場合は、緩和された面積率にあわせて計算をする。  
 例) 環境施設面積率が15%以上の場合 [ $E \geq 0.15 S$ ]

- 備考
- 1 業種については日本標準産業分類の中分類業種名と細分類番号（4ケタ）名を記載のこと。
  - 2 2以上の業種に属する特定工場等の場合には、様式は特に定めていない。各業種毎の生産設備の面積をγの値別に整理したものを記載すること。
  - 3 計算は小数点第5位を四捨五入すること。

# 参 考

## 生産施設面積の敷地面積に対する割合一覧表

業種の区分		敷地面積に対する 生産施設の面積の割合
第1種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、 石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	30/100
第2種	伸鉄業	40/100
第3種	窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連 製品製造業、ほうろろ鉄器製造業、七宝製品製造業及び人 造宝石製造業を除く。）	45/100
第4種	鋼管製造業及び電気供給業	50/100
第5種	でんぷん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業	55/100
第6種	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業、潤滑油・グリー ス製造業（石油精製業によらないもの）及びコークス製造 業を除く。）及び高炉による製鉄業	60/100
第7種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	65/100